

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社電通グループ		コード	4324
提出日	2025/3/7	異動（予定）日	2025/3/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、新たな社外取締役の候補者が取締役に選任される予定であるため。			
☒ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松井 巖	社外取締役	○														○	有
2	ポール・キャンドランド	社外取締役	○														○	有
3	アンドリュー・ハウス	社外取締役	○														○	有
4	佐川 恵一	社外取締役	○														○	有
5	曾我辺 美保子	社外取締役	○														○	有
6	松田 結花	社外取締役	○														○	有
7	河村 芳彦	社外取締役	○														○	新任
8	高嶋 智光	社外取締役	○														○	新任
9	市川 奈緒子	社外取締役	○														○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
2		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
3		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
4		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
5		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
6		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
7		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
8		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。
9		東京証券取引所が定める独立性基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）及び当社が制定した「社外取締役の独立性基準」に照らし、独立性を否定すべき事由はなく、その他に一般株主と利益相反が生じるおそれを認めるべき格別の事由も見当たらないため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社の「社外取締役の独立性基準」については、当社ウェブサイトをご参照ください（ https://www.group.dentsu.com/jp/about-us/governance/isod.html ）。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。